

第2節 南海トラフ地震防災対策推進計画

本市は南海トラフ法第3条第1項の規定に基づき、推進地域に指定されている。

これは、南海トラフ地震発生の際、本市に震度6弱以上の揺れが予想され、著しい災害が生じるおそれがあることを示しており、市は被害の発生を防止または軽減することを目的に、市その他の防災機関がとるべき事前措置の基本的事項について定めなければならない。

このため、本計画中に以下の計画を定め、これらの事項について定めた部分を南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）と位置付ける。

- (1) 南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (2) 南海トラフ地震に関し関係者との連携協力の確保に関する事項
- (3) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育および広報に関する事項

また、南海トラフ法第5条第4項では、推進計画は中央防災会議の南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を基本とする旨規定されていることから、上述の(1)～(4)に加え、基本計画に定められている次の事項に留意し、推進計画を定める。

- (5) 防災体制に関する事項
- (6) 広域防災体制の確立
- (7) 計画的かつ早急な予防対策の推進
- (8) 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止

市の推進計画は、上記の点を踏まえ、以下の項目について定めることとし、それぞれ、災害予防および災害応急対策にその具体策を定めた。

- ア 地震防災上整備すべき施設
- イ 住宅、公共施設等の耐震化
- ウ 文化財保護対策
- エ ライフラインの確保
- オ 総合的防災体制の確立
- カ 情報収集・伝達・災害広報体制の整備
- キ 救急物資の確保・供給
- ク 避難対策の充実
- ケ 長周期地震動対策の推進
- コ 東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止
- サ 地震防災上必要な教育および広報
- シ 防災訓練
- ス 地域防災力の向上

(9) 推進地域について

平成26年3月、中央防災会議への諮問および関係市町村への意見聴取を経て、南海トラフ法第3条第1項の規定に基づき、以下の基準により、南海トラフ地震により著しい被害が生じるおそれがあるため、防災対策を推進する必要がある地域が、推進地域として指定された。

ア 震度に関する基準について

震度6弱以上となる地域を基準とする。

イ 津波に関する基準について

「大津波」（3m以上）が予想される地域のうち、この水位よりも高い海岸堤防がない地域

ウ 過去の地震による被害

過去に発生した南海トラフ地震で、特殊な地形の条件等により実際に大きな被害を受けた地域については、次の南海トラフ地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。

エ 防災体制の確保等の観点からの指定について

周辺の市町村が連携することによって初めての確な防災体制をとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。

本市では、上記アの震度に関する基準から指定されたもので、滋賀県内は本市のほか、全城が指定されている。※平成26年3月31日

なお、推進計画該当箇所を次表に示す。

南海トラフ地震防災対策推進計画該当箇所一覧

項目	章	節	編	
1 地震防災上整備すべき施設	1 総則	1 目的	I共通編	
2 住宅、公共施設等の耐震化		2 計画の位置付け		
		3 計画の見直し		
3 文化財保護対策		4 計画の構成		
		5 市及び市民・事業所の実施責任と処理すべき業務の大綱		
4 ライフラインの確保		6 防災関係機関等の実施責任と処理すべき業務の大綱		
	2 甲賀市の概況と災害	1 甲賀市の地勢と気象		
5 総合的防災体制の確立	3 災害に強いまち・人・システムづくり	2 災害の概要		
		1 防災ビジョン		
6 情報収集・伝達・災害広報体制の整備	4 災害に強いまちづくりの推進	1 災害を未然に防ぐ施設の整備・維持管理		
		2 道路・橋梁の整備		
		3 河川・土砂の災害予防		
		4 ライフラインの強化		
		5 施設等の整備		
		6 災害復旧・復興の備えの強化		
7 救急物資の確保・供給	5 災害に強い人づくりの推進	1 防災意識の啓発（防災知識普及計画）		
		2 自主防災組織等の育成強化		
		3 災害ボランティア		
		4 避難行動要支援者の災害予防計画		
8 避難対策の充実	6 災害に強いシステムづくりの推進	1 防災体制の強化		
		2 避難体制の充実		
		3 救援体制整備計画		
		4 広域的な支援体制の強化		
		9 長周期地震動対策の推進	7 災害時の応急対策	1 防災組織整備計画
				2 消防活動計画
				3 災害警備計画
				4 道路災害応急対策計画
				5 河川災害応急対策計画
				6 土砂災害応急対策計画
				7 ライフライン施設応急対策計画
				8 鉄道施設応急対策計画
				9 公共通信・放送施設応急対策計画
				10 建造物等応急対策計画
11 農林水産関係応急対策計画				
10 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止	1 災害復旧・復興計画	12 相互協力計画		
		13 自衛隊災害派遣要請計画		
		14 災害ボランティア対策計画		
11 地震防災上必要な教育および広報	1 地区防災計画	15 情報計画		
		16 交通輸送計画		
12 防災訓練	1 地区防災計画	17 避難救出計画		
		18 孤立対策計画		
13 地域防災力の向上	1 地区防災計画	19 災害救助保護計画		
		20 防疫及び保健衛生計画		
		21 清掃計画		
		1 復旧・復興計画の策定	IV復旧・復興編	
		2 公共施設の災害復旧計画		
1 地区防災計画	1 地区防災計画	3 市の復興資金確保		
		4 国及び県の財政援助措置		
		5 被災者支援計画		
			V地区防災計画	